明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会職員法の一部を改正する法律（六〇）　七
○国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（六一）　九
○国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（六二）　一〇
○地方交付税法等の一部を改正する法律（六三）　一三
○裁判所法の一部を改正する法律（六四）　一四
○放送法等の一部を改正する法律（六五）　一四
○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律（六六）　一四
○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六七）　一四

〔政　令〕
○道路法施行令の一部を改正する政令（二三六）　一四
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三七）　一四

〔省　令〕
○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令（**総務**一〇四）　一四
○開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令（**国土交通**五九）　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇国会職員法の一部を改正する法律（法律第六〇号）（国会）

1　国会職員の昇任及び転任は、各本属長が、国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとすることとした。（第三条の二第一項関係）

2　各本属長は、国会職員を降任させる場合には、当該国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる職を命ずるものとすることとした。（第三条の二第二項関係）

3　国際機関に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会職員の昇任、降任及び転任については、1及び2にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を判断して行うことができることとした。（第三条の二第三項関係）

4　1から3までの標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定めることとした。（第三条の二第四項関係）

5　国会職員の執務については、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならないこととした。（第六条第一項関係）

6　人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めることとした。（第六条第二項関係）

7　各本属長は、5の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこととした。（第七条関係）

8　5から7までは、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しないこととした。（第八条関係）

9　国会職員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとすることとした。（第九条第二項関係）

10　9により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員考査委員会の審査を経なければならないこととした。（第九条第三項関係）

11　本人の意に反する降任又は免職について、新たな人事評価制度を導入したことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一一条第一項関係）

12　この法律は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第六一号）（総務省）

一　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

1　一定の常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）について、子の養育の事情に応じ、子の出生の日から、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日まで育児休業をすることができることとした。（第三条第一項関係）

2　一定の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができることとした。（第二六条第一項関係）

3　防衛省の職員への準用について、必要な読替えを行うこととした。（第二七条第一項関係）

二　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

1　一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、子の出生の日から、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日まで育児休業をすることができることとした。（第二条第一項関係）